⑬　工事の実施にあたっては、東日本大震災による被災者等の積極的な雇用に配慮すること。なお、被災者等の雇用においては、賃金等の支払いが適切かつ遅延なく行われるよう配慮すること。
⑭　詳細は入札説明書による。
6　Summary
⑴　Official in charge of disbursement of the procuring entity : Norio Nakano Vice Director-General, Tohoku Regional Development Bureau, Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism
⑵　Classification of the services to be procured : 41
⑶　Subject matter of the Contract : Construction works of the breakwater (No. 2) at Wanko area, Port of Kuji
⑷　Time-limit for the submission of application forms and relevant documents for the qualification : 16 : 00　19 June 2014
⑸　Time-limit for the submission of tenders by electronic bidding system : 12 : 00 1 August 2014 (tenders brought with 12 : 00 1 August 2014 or submitted by mail : 12 : 00　1 August 2014)
⑹　Contact point for tender documentation : Takahiro Hatakeyama, Accounting and Procurement Division, General Affairs Department, Tohoku Regional Development Bureau, Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism ; 1－1－20 Kakyouin, Aoba-ku, Sendai-city, Miyagi-pref. 980―0013 Japan. TEL 022―716―0013

入 札 公 告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。
平成 26 年 5 月 15 日
支出負担行為担当官
四国地方整備局長　三浦　真紀
◎調達機関番号　020　◎所在地番号　37
1　工事概要
⑴　品目分類番号　41
⑵　工事名　平成26―27年度　那賀川大橋上部工事
⑶　工事場所　徳島県阿南市那賀川町中島地先
⑷　工事内容　工事延長　L＝500m、橋長　L＝321.7m（４径間連続鋼床版箱桁橋（P１～P５））、最大支間長　L＝80.4m、幅員　W＝19.57m～11.90m、架設工　１式（一括手延式送出し工法）、支承工　１式、橋梁付属物工　１式
⑸　工期　平成28年２月29日まで
⑹　使用する主要な資機材　鋼材　約2,015ｔ
⑺　工事の実施形態
１）本工事は、技術提案を受け付け、価格以外の要素と価格を総合的に評価し落札者を決定する総合評価落札方式（技術提案評価型）の適用工事である。
２）本工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受ける契約後ＶＥ方式の試行工事である。
３）本工事は、品質確保のための体制及びその他の施工体制の確保状況を確認し、施工内容を確実に実現できるかどうかについて審査し、評価を行う施工体制確認型総合評価方式の試行工事である。
４）本工事は、総価契約単価合意方式の対象工事である。実施方式については、単価等を個別に合意する方式（単価個別合意方式）によることとする。
５）本工事は、工事関連データの提供を行う試行工事である。
⑻　本工事は、技術資料等の提出及び入札を電子入札システムで行う対象工事である。なお、電子入札システムによりがたいものは、発注者の承諾を得て紙入札に代えるものとする。
⑼　本工事は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務づけられた工事である。
⑽　標準歩掛のない歩掛については、見積りに必要な図面等に関する質問書の回答期限までに競争参加資格の有る者に対して、入札説明書等ダウンロードシステムにより配布を行う。
2　競争参加資格
⑴　競争参加申請者に要求される資格等要件次の１）から11）までの要件を全て満たす者（単体企業）又は「競争参加資格の資格に関する工事」（平成26年５月15日付け四国地方整備局長）に示すところにより、四国地方整備局長から「平成26―27年度　那賀川大橋上部工事」に係る特定建設工事共同企業体としての競争参加者の資格（以下「特定建設工事共同企業体としての資格」という。）の認定を受けている者であること。
１）予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）（以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
２）四国地方整備局における平成25・26年度一般競争参加資格のうち、「鋼橋上部工事」の認定を受けている者であって（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、四国地方整備局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）、かつ、当該鋼構造物を製作可能な工場を有していること。
３）会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記２）の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
４）平成11年度以降に元請けとして、次に掲げるア）～エ）の要件のいずれをも満たす橋梁の製作及び架設（以下「同種工事１」という。）の施工実績を有すること。（競争参加申請者が特定建設工事共同企業体、又は経常建設共同企業体である場合にあっては、同一構成員での共同企業体として、又は、すべての構成員が平成11年度以降に元請けとして、同種工事１の施工実績を有していること。）。なお、共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。また、製作と架設が別契約の場合は合わせて１件の工事と見なす。
ア）道路橋（A活荷重又はB活荷重）又は鉄道橋（モノレール及び新交通は除く）であること。
イ）橋梁形式が鈑桁橋及び単純箱桁橋を除く鋼橋であること。ただし、鋼床版箱桁橋は施工実績としてよい。
ウ）最大支間長が30m以上であること。
エ）架設工法が下記の工法以外の工法であること。
・トラッククレーン工法（クローラクレーン）
・トラッククレーン（クローラクレーン）ステージング工法
なお、当該実績が大臣官房官庁営繕部又は地方整備局の発注した工事に係る実績である場合にあっては、工事成績評定通知書による評定点が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。
５）提出する技術提案が適正であること。
６）次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者（以下、「配置予定技術者」という。）を当該工事に専任で配置できること。
なお、専任期間としては、現地での架設工事の作業期間とし、平成27年６月上旬から平成28年２月下旬を予定している。
ａ　１級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。
ｂ　平成11年度以降に元請けとして、次に掲げるア）～エ）の要件のいずれをも満たす橋梁の架設（以下「同種工事２」という。）の施工経験を有する者であること。（共同企業体の構成員としての経験は、出資比率が20%以上のものに限る。）。ただし、競争参加申請者が経常建設共同企業体である場合にあっては、構成員のうち１社の配置予定技術者が、競争参加申請者が特定建設共同企業体である場合にあっては代表者の配置予定技術者が、平成11年度以降に元請けとして、同種工事２の経験を有していること。
ア）道路橋（A活荷重又はB活荷重）又は鉄道橋（モノレール及び新交通は除く）であること。
イ）橋梁形式が鈑桁橋及び単純箱桁橋を除く鋼橋であること。ただし、鋼床版箱桁橋は施工実績としてよい。